

特許関係料金体系についての考え方 (試案)

平成14年11月

1. 料金改定の意義と基本的考え方

- 目的

- コスト負担の不均衡の是正
 - 審査請求行動の適正化
 - 出願の奨励

- 基本的考え方

- 審査請求料の引上げ、特許料の引下げによるバランスの見直し
 - 出願料の引下げ
 - 移行期における影響緩和策の導入

- 料金改定の適用

- 原則として、改定後の料金は施行日以降の出願に適用する。

2. 各料金の基本的考え方

- 出願料及び審査請求料は、出願に対する事務処理や審査などの行政サービスに対する対価として徴収する手数料であるが、その水準は、諸般の事情を勘案した政策的判断に基づき定められている。
- 特許料は、具体的に個別の経費に対応するものではなく、出願料及び審査請求料と合わせた場合に、特許制度全体の円滑な運用を維持するための総経費がまかなわれるように設定される料金であって、利益を受ける可能性が高い特許権者にその負担を求めているものである。
- 政策的判断を伴う各料金の設定においては、実費額は、勘案すべき諸般の事情の一つとして利用される。

(参考)各料金の規定方式

- 出願料、審査請求料

特許法で上限を規定し、政令で額を確定

特許法第百九十五条(手数料)

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 特許料

特許法で額を規定

特許法第百七条(特許料)

特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間...の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

(参考) 現行料金と実費試算 (第2回特許制度小委員会用資料より)

	現行料金	14年度実費	今後10年実費
出願料	21000	17708	16433
審査請求料	96700	252958	303066
設定登録料 / 1件(毎年)	18208	8715	9609
特許料 / 1件(毎年)	42309	8715	9623

現行料金の前提

審査請求時の平均請求項数: 6.2 (平成13年実績)

現存特許権件数: 1,078,611 (平成13年末)

特許登録件数: 121,742 (平成13年実績)

125,880 (平成12年実績)

150,059 (平成11年実績)

設定登録料: 66.5億 (平成13年実績)

特許料収入(除設定登録料): 288.1億円 (平成13年実績)

現行料金の計算(上記 ~ と右の現行料金表から計算)

出願料 : 21000

審査請求料 : $84300 + 2000 \times 6.2$ ()

設定登録料 : 66.5 億() $\div 121742$ (13年実績) $\div 3$ 年分

特許料 : 288.1 億() $\div (1078611$ () $- 397681$ (の計))

現行料金表

	基本部分	請求項毎
出願料	21000	0
審査請求料	84300	2000
特許料1~3年目(設定登録料)	13000	1100
特許料4~6年目(毎年)	20300	1600
特許料7~9年目(毎年)	40600	3200
特許料10~25年目(毎年)	81200	6400

3. 出願料について

- 先願主義制度の下では出願日が重要であり、出願は速やかに行われる必要がある。また、創造された技術が出願されれば、その技術内容は一般に公開され、次の創造に繋がり、技術の進展に寄与することとなり、さらに、重複研究・重複投資の回避にも寄与する。
- したがって、積極的な出願を促すため、出願料は容易に出願できる水準とするべきであり、少なくとも実費を超えない程度水準とすることが適当ではないか。
- 現行出願料は21000円であるが、試算による実費は、16400～17700円であり、実費を超えない額として、16000円程度水準を検討することが妥当ではないか。

4. 審査請求料について

(1) 料金水準

- 審査請求料は、原則として、出願した発明の特許性の見直しを促すような水準が妥当である。しかし、実費(25万～30万円)以上の額とした場合は、出願人の負担増が過度となり、特許性が見込まれる出願の審査請求までもが阻害されるおそれがあるため望ましくない。
- また、コスト負担の不均衡是正の観点からは、実費との乖離を適切な程度に小さくする必要がある。請求料を20万円程度以上まで引上げ、これに応じて特許料を変更した場合、権利付与前と付与後の負担比率がほぼ1:1となり(現在は約1:3)、不均衡の是正にも十分に寄与すると考えられる。
- よって、審査請求料の水準としては、20万円前後から25万円前後程度の範囲で検討を行うのが妥当ではないか。

4. 審査請求料について

(2) 料金構造

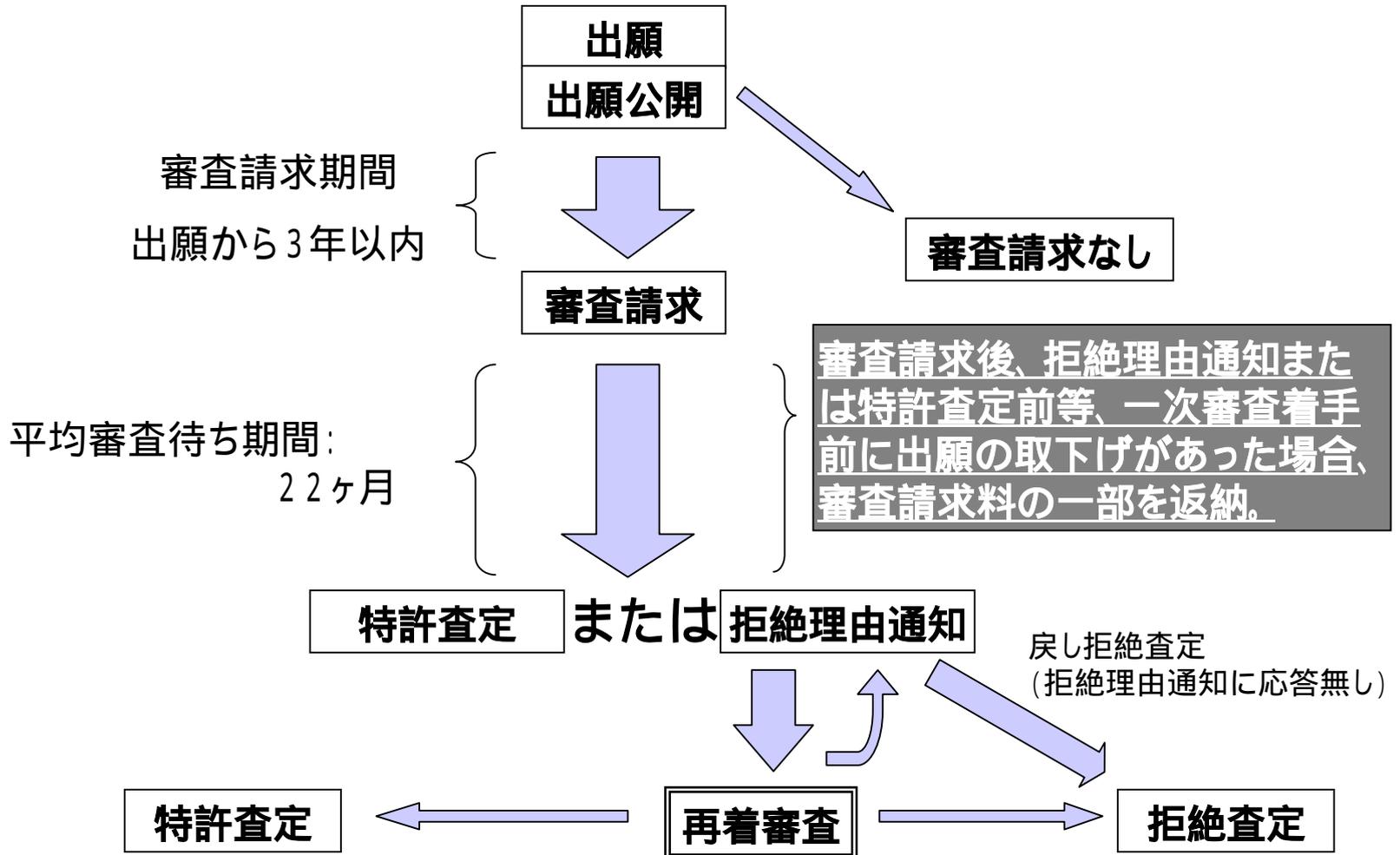
- 基本的な料金構造としては、現行と同じく、基本部分と請求項数による変動分とを有する構造を維持する。

(3) 料金制度

- 審査請求後かつ一次審査に着手する前の出願が取下げられた場合に、審査請求料の一部を返還する制度の導入を検討すべきではないか。

このような制度は、審査待ち期間中にも出願内容の見直しを行って特許取得の必要性を判断する出願人にとって、経費節減の観点から強いニーズがある。また、不要な審査が減少し、審査待ち期間の短縮化にも寄与する。

(参考) 請求料返納制度の概念図



5. 特許料について

(1) 料金水準

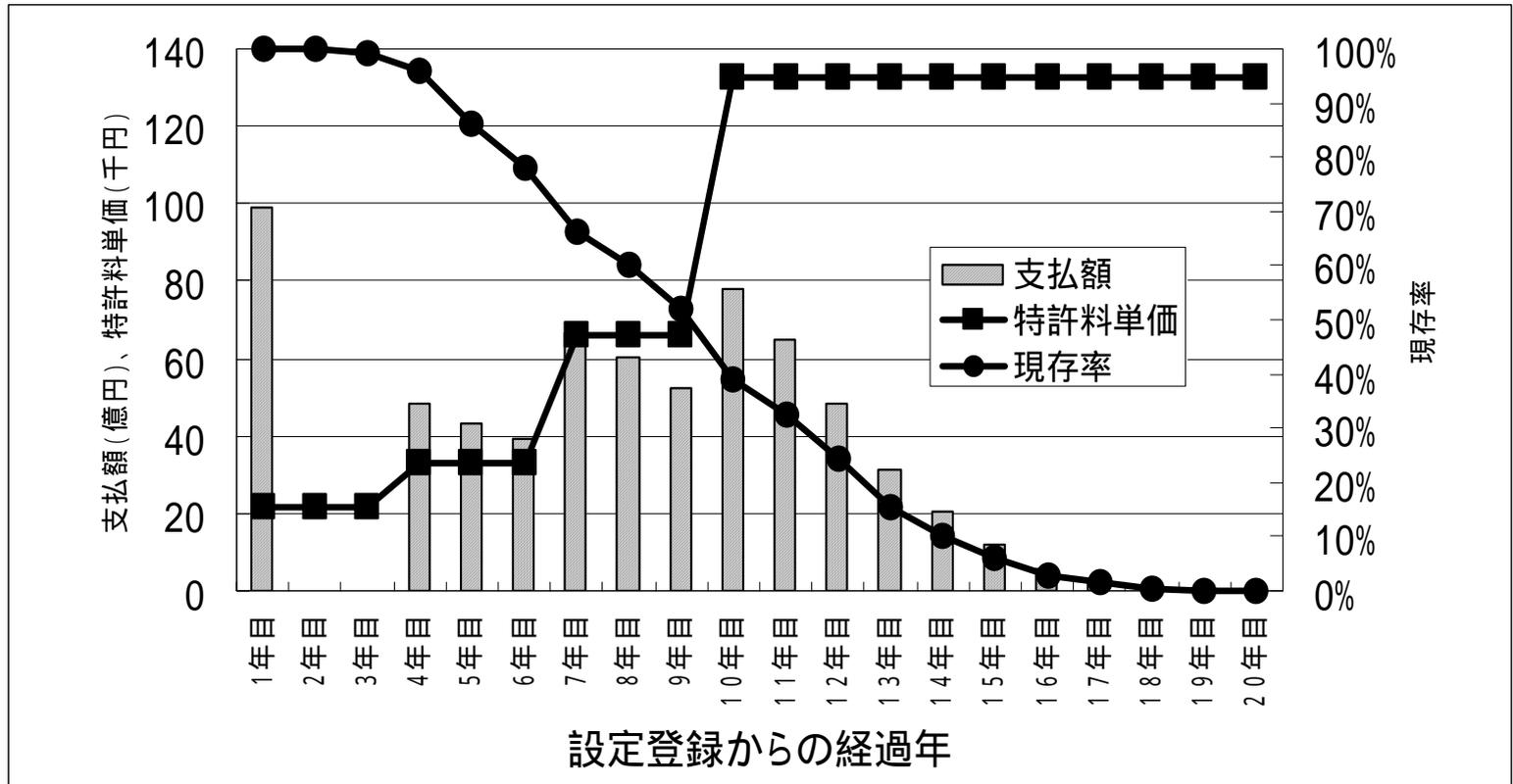
- 審査請求料及び出願料の水準に応じて、収支相償となるような特許料の水準を検討する。

(2) 料金構造

- 基本的な料金構造としては、現行と同じく、基本部分と請求項に応じた変動分を有する構造、及び累進制を有する構造を、いずれも維持することとする。ただし、累進の程度については、特許料引下げ分の効果をできるだけ早期に生じさせるため、初期の特許料の引下げ率を大きくし、累進率の変更を行うことを検討する。

なお、引下げ率については、特許料が複数年に渡って支払われ、その毎年の額は、設定登録からの経過年による特許権維持率(現存率)の変動と、累進構造による単価の変動との積に依存することを考慮する必要がある。

(参考) 特許料の単価と支払額の変化



特許料は請求項8項の場合の単価を示す。支払額は、請求24万件の63%が特許となった場合について現存率と特許料の単価の積で計算される毎年の総額。1年目(設定登録時)には1~3年目の特許料を一括して支払うため、2,3年目の支払額は0となっている。

6. 料金水準の前提となる特許率

- 現在全査定件数の約2割を占める戻し拒絶¹は、企業啓発等を含めた総合的な対応により可能な限り減少を図るべきであるが、料金改定による請求行動適正化の効果としては、その半分である1割の低減を目指す程度が妥当と考えられる。この場合の特許率は約63%²であり、その前後の特許率を料金水準の前提とすることが適切ではないか。

1 一次審査における拒絶理由に対して、出願人から何らの応答もなく拒絶査定となったもの。なお、全査定件数は特許査定件数と拒絶査定件数の合計。

2 特許率 = 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数) で計算した場合。

- 上記前提を考慮し、平均的な請求項数及び維持期間を有する出願群について、前提とする特許率が達成された場合に、現行料金で負担することとなる総費用³と、改定料金下での総費用とが、ほぼ均衡するような料金水準の検討を行うこととする。

3 出願料、審査請求料、特許料の総計。

7. 料金水準のモデル

- 前提

出願件数40万件、請求件数24万件(=処理件数と仮定)、特許率63%、現存率は13年実績を維持、出願は、請求項数8項、平均維持期間9年と仮定。

- 料金水準のモデル

出願料は1.6万円、請求料は20万円又は25万円と仮置きし、特許料引下げの態様として以下の4つの例を採用してモデルを作成した。

例1: 20年間分の特許料を定率で下げる場合

例2: 請求料引上げ分の特許料の引下げを特許権付与後可能な限り早期に行う場合

例3: 9年間分の特許料を定率で下げる場合

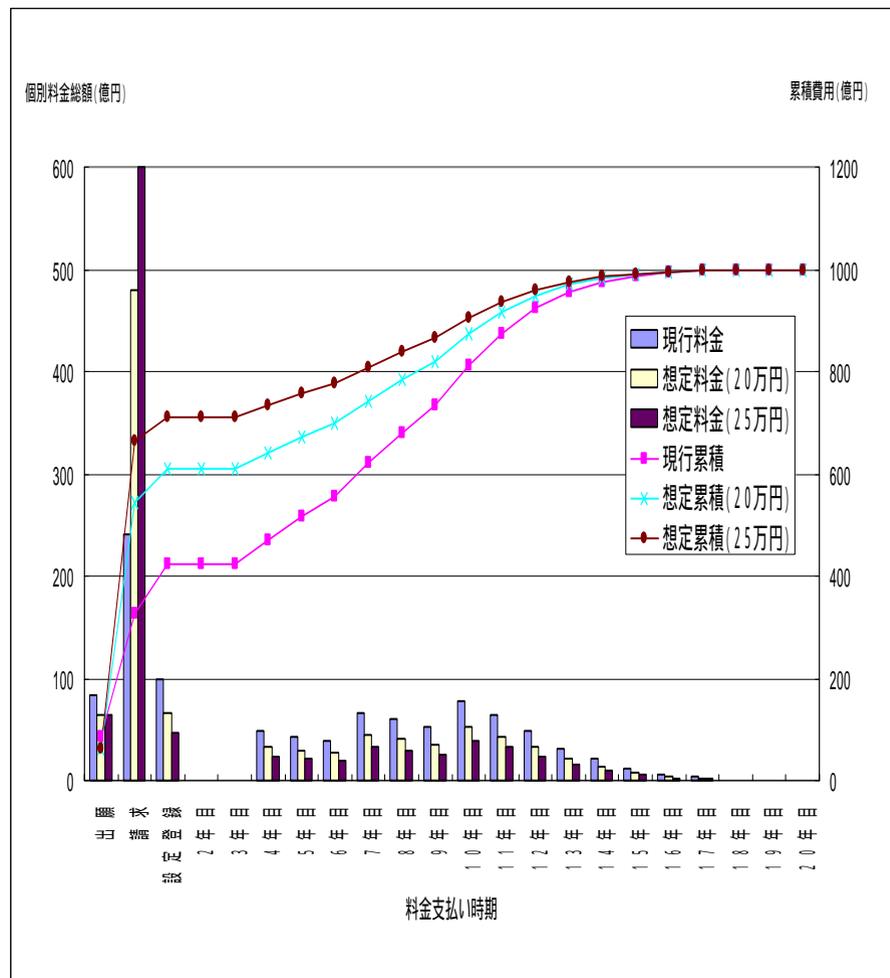
例4: 9年間分の特許料を定率で下げた上で、最初の1~3年の下げ率を高くし、7~9年の下げ率を小さくする場合

例1：20年間分の特許料を定率で下げる場合

料金表	現行		想定(20万円)		想定(25万円)	
	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎
出願料	21000	0	16000	0	16000	0
審査請求料	84300	2000	168100	4000	210100	5000
特許料1～3年目(設定)	13000	1100	8800	700	6400	500
特許料4～6年目(毎年)	20300	1600	13700	1100	10100	800
特許料7～9年目(毎年)	40600	3200	27400	2200	20100	1600
特許料10～25年目(毎年)	81200	6400	54700	4300	40200	3200

各種数値(請求料20万円)						
	現行料金	想定料金	件数	現行総額	想定総額	差分
出願	2.1万円	1.6万円	40万件	84億円	64億円	-20億円
請求	10万円	20万円	24万件	241億円	480億円	240億円
特許	36万円	25万円	15万件/年	673億円	454億円	-219億円
合計	48万円	46万円		997億円	998億円	0億円

各種数値(請求料25万円)						
	現行料金	想定料金	件数	現行総額	想定総額	差分
出願	2.1万円	1.6万円	40万件	84億円	64億円	-20億円
請求	10万円	25万円	24万件	241億円	600億円	360億円
特許	36万円	18万円	15万件/年	673億円	333億円	-340億円
合計	48万円	45万円		997億円	997億円	-1億円

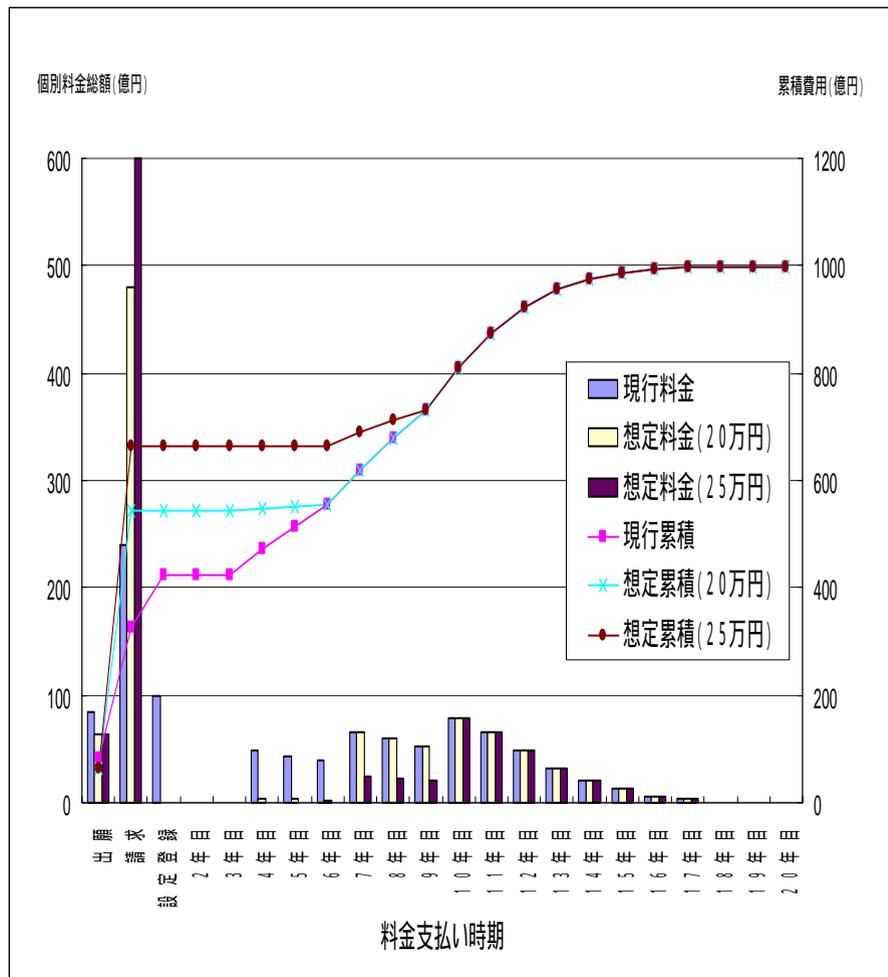


例2：請求料引上げ分の特許料の引下げを、特許権付与後可能な限り早期に行う場合

料金表	現行		想定(20万円)		想定(25万円)	
	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎
出願料	21000	0	16000	0	16000	0
審査請求料	84300	2000	168100	4000	210100	5000
特許料1～3年目(設定)	13000	1100	0	0	0	0
特許料4～6年目(毎年)	20300	1600	1500	100	0	0
特許料7～9年目(毎年)	40600	3200	40600	3200	15500	1200
特許料10～25年目(毎年)	81200	6400	81200	6400	81200	6400

各種数値(請求料20万円)						
	現行料金	想定料金	件数	現行総額	想定総額	差分
出願	2.1万円	1.6万円	40万件	84億円	64億円	-20億円
請求	10万円	20万円	24万件	241億円	480億円	240億円
特許	36万円	21万円	15万件/年	673億円	453億円	-220億円
合計	48万円	42万円		997億円	997億円	0億円

各種数値(請求料25万円)						
	現行料金	想定料金	件数	現行総額	想定総額	差分
出願	2.1万円	1.6万円	40万件	84億円	64億円	-20億円
請求	10万円	25万円	24万件	241億円	600億円	360億円
特許	36万円	8万円	15万件/年	673億円	333億円	-340億円
合計	48万円	34万円		997億円	997億円	0億円

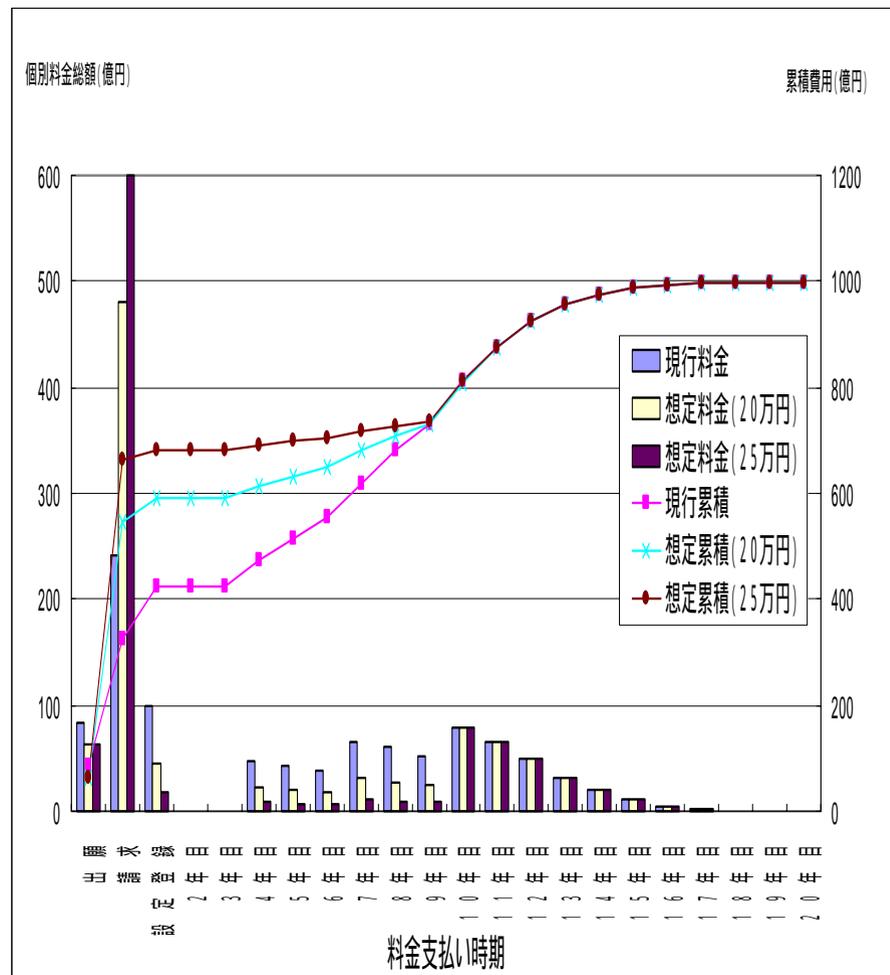


例3：9年間分の特許料を定率で引き下げる場合

料金表	現行		想定(20万円)		想定(25万円)	
	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎
出願料	21000	0	16000	0	16000	0
審査請求料	84300	2000	168100	4000	210100	5000
特許料1～3年目(設定)	13000	1100	6000	500	2200	200
特許料4～6年目(毎年)	20300	1600	9400	700	3400	300
特許料7～9年目(毎年)	40600	3200	18800	1500	6800	500
特許料10～25年目(毎年)	81200	6400	81200	6400	81200	6400

各種数値(請求料20万円)						
	現行料金	想定料金	件数	現行総額	想定総額	差分
出願	2.1万円	1.6万円	40万件	84億円	64億円	-20億円
請求	10万円	20万円	24万件	241億円	480億円	240億円
特許	36万円	17万円	15万件/年	673億円	452億円	-220億円
合計	48万円	38万円		997億円	997億円	-1億円

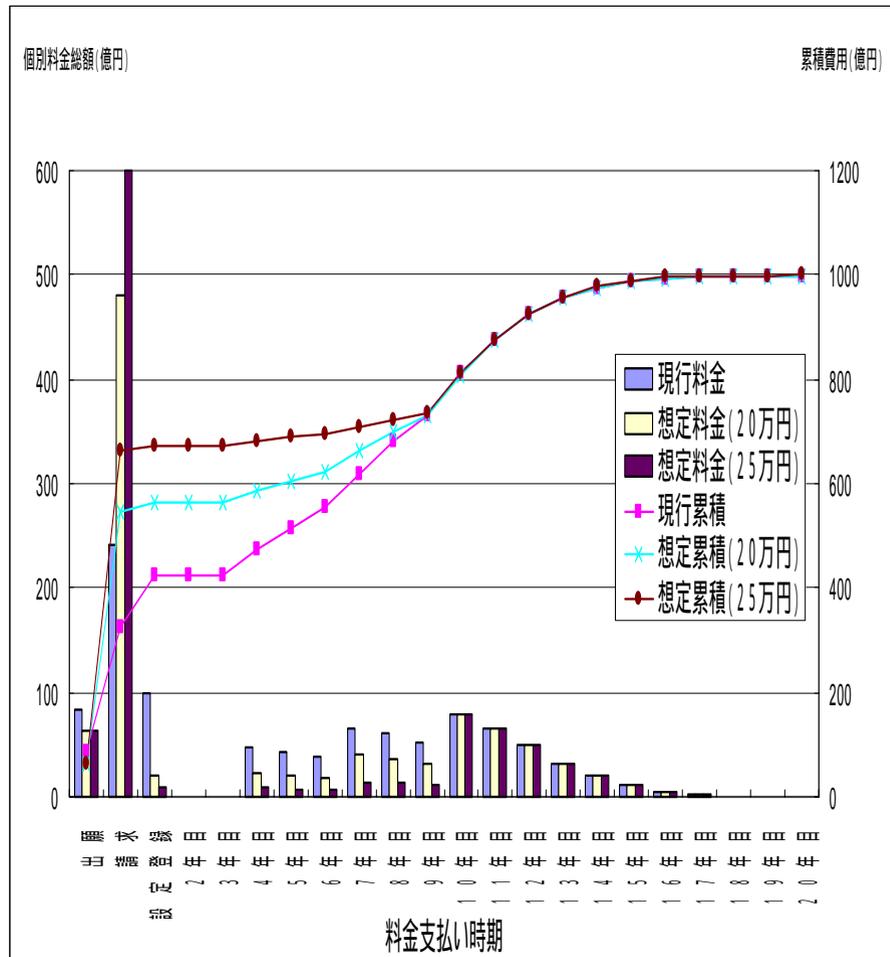
各種数値(請求料25万円)						
	現行料金	想定料金	件数	現行総額	想定総額	差分
出願	2.1万円	1.6万円	40万件	84億円	64億円	-20億円
請求	10万円	25万円	24万件	241億円	600億円	360億円
特許	36万円	6万円	15万件/年	673億円	334億円	-338億円
合計	48万円	33万円		997億円	998億円	1億円



例4：9年間分の特許料を定率で下げた上で、最初の1～3年の下げ率を高くし、7～9年の下げ率を小さくする場合

料金表	現行		想定(20万円)		想定(25万円)	
	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎
出願料	21000	0	16000	0	16000	0
審査請求料	84300	2000	168100	4000	210100	5000
特許料1～3年目(設定)	13000	1100	3000	200	1100	100
特許料4～6年目(毎年)	20300	1600	9400	700	3400	300
特許料7～9年目(毎年)	40600	3200	23800	2000	8700	700
特許料10～25年目(毎年)	81200	6400	81200	6400	81200	6400

各種数値(請求料20万円)						
	現行料金	想定料金	件数	現行総額	想定総額	差分
出願	2.1万円	1.6万円	40万件	84億円	64億円	-20億円
請求	10万円	20万円	24万件	241億円	480億円	240億円
特許	36万円	18万円	15万件/年	673億円	452億円	-220億円
合計	48万円	39万円		997億円	997億円	-1億円
各種数値(請求料25万円)						
	現行料金	想定料金	件数	現行総額	想定総額	差分
出願	2.1万円	1.6万円	40万件	84億円	64億円	-20億円
請求	10万円	25万円	24万件	241億円	600億円	360億円
特許	36万円	7万円	15万件/年	673億円	335億円	-338億円
合計	48万円	33万円		997億円	999億円	2億円



8. 検討に際しての留意事項

- 移行期の影響緩和策

請求料の引上げを行った場合の移行期の影響緩和策としては、以下の措置が考えられ、これらの導入の是非の検討が必要ではないか。

請求料返納制度の現行料金適用出願への適用。
現行特許料の一部引下げ。

中小企業等への減免措置

中小企業等は、継続的に大量の出願・請求を行っていないため上記緩和策による効果が少ないこと、また、資金力が潤沢でなく請求料引上げを行った場合は、影響が大きいことから、減免措置の拡充等の措置が必要と考えられる。